

報告第22号

専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月10日提出

南風原町長 赤嶺正之

記

1 専決処分事項

南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和元年11月13日

南風原町長 赤嶺正之

1 専決処分事項 南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について

(1) 変更事項

変更前契約額	59,950,000円
増額金額	363,000円
変更後契約額	60,313,000円

(2) 契約の相手

(有)オ一ケイ設備・(有)三栄技研特定建設工事共同企業体

代表者 住所 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山529番地
商号 有限会社 オ一ケイ設備
氏名 代表取締役 大城 盛二郎

構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字神里229番地6
商号 有限会社 三栄技研
氏名 代表取締役 安次富 幸常

2 変更した理由

現地取り合わせ数量の精算により増額となった。